

平成29年第2回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 平成29年6月13日
召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	西岡 克之	副委員長	饗庭 敦子
委員	安部 都	委員	安藤 克彦
委員	河野 龍二	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

建設産業部長	緒方 哲	建設産業部理事	松邨 清茂
(都市計画課)			
課長補佐	前田 将範	係長	山本 公司
主任	山口 和樹		
(産業振興課)			
課長	中嶋 敏純	課長補佐	畑中 隆徳
課長補佐	濱口 務	課長補佐	川内 佳代子
主事	林田 和真		

住民福祉部長 森川 寛子
(福祉課)

課長	細田 愛二	課長補佐	山口 聡一朗
係長	山本 洋佑		

健康保険部長 中山 庄治
(健康保険課)

課長	志田 純子	課長補佐	中村 宰子
----	-------	------	-------

本日の委員会に付した案件

所管事務調査

- ・都市計画道路西高田線について

(工期延長の原因、高田踏切の今後、繰越明許、3D調査の成果)

- ・地産地消の現状と今後の展開について
- ・健康増進（高齢者対策）について
- ・障害者自立支援（就労）について

開 会 9時26分

閉 会 11時50分

○委員長（西岡克之委員）

皆さんおはようございます。ただいまより所管事務調査を行います。

まず最初に、都市計画道路西高田線についての件を議題といたします。

調査項目についての説明を求めます。

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

みなさんおはようございます。よろしく願いいたします。まず1点目、西高田線につきまして御説明を申し上げます。この会が始まる前にちょっとお聞きしたのが西高田線の遅延理由という形でよかったですでしょうか。まずそこを確認させていただきたいと思えます。それでは西高田線の遅延理由について御説明申し上げます。現在、新設区間の所の件でございますけれども、ちょうどフォーレツインキャッスル裏の切土の工事から始まりまして現在に至るとというのが今回の工事の内容でございます。工期につきましては当初と比べると約3か月遅延をしています。この理由がちょうどフォーレツインキャッスルから出口の所、ちょうどパチンコ屋のちょっと手前の所の地権者の方より、まず山を切る前に伐採をしていきます。この伐採時に地権者との協議、それと工事の振動、伐採する時の音とか岩盤掘削する時の振動について、ちょっと自分ちの家屋に被害を及ぼすんじゃないかということで調査をしてくださいという申し出がありました。結構、ひつついてるわけじゃないんですけれども、どうしても岩盤層が深く地面に入ってしまったので、どうしても岩盤を叩く時に振動があるんだろということの家屋調査をいたしました。この間に家屋調査をするというのも予定に入っておりませんでしたので、そこで家屋調査の入札とか業者選定に時間が掛かって、家の内部の調査までしています。それと今度は隣接の地主から、また同じなんですけれども、既存の道路がございました。その取り回し、迂回路とか、それについてもまた地権者の方からああだこうだと言われて、その中で道路の形態を変えたといった所もございまして、そこで約1か月、計の約3か月ほど工事の本体工事の方の遅延が発生したというのが理由でございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

4つ項目を上げております。1つずつ質疑をしますか。それとも全部4つ説明を受けて、それから質疑をしたいと思えますが、皆さんよろしいですか。

続いて、あと高田踏切の今後、繰越明許、3D調査の成果等、全部やってしまいたいと思えますので、説明をお願いしたいと思えます。その後に質疑を受けたいと思えます。

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

それでは、高田踏切の今後の予定につきまして御説明を申し上げます。以前も何回か説明をさせていただいたと思えますけれども、前回の所管事務調査の際に現地を見ていただき、その際、高田踏切の平面交差ということを現地の方で説明させていただきました。現在は、高田踏切の平面交差についてJRの方とはもう協議はほぼ終了をしております。

ます。あとは県の都市計画課とか道路維持課とか、そういったところの協議が少し残って、そのあと、現在の事業認可とかそこら辺の期間の延長なり、前回お話をちょっとしてました幅員の減少とかそういったところの協議を今進めてるところでございます。

続きまして、1つ飛ばしまして繰越明許の方でございます。報告2で申し上げた翌年度繰越額は7億7,741万5,000円のうち、都市計画課所管分については8款5項の長与町土地区画整理事業特別会計繰出金1億9,737万2,000円と西高田線街路事業4億2,990万6,000円で合計の6億2,727万8,000円でございます。これの財源内訳といたしましては、国、県支出金は西高田線街路事業費の2億1,631万3,000円、地方債は長与町土地区画整理事業特別会計繰出金1億6,830万円と西高田線街路事業1億5,930万円で合計3億2,760万円でございます。これの一般財源としまして、区画整理事業繰出金は2,007万2,000円と西高田線街路事業の5,429万3,000円で合計8,336万5,000円でございます。それと報告3で御報告申し上げました翌年度繰越額4億5,592万6,000円で財源の内訳としましては、国、県支出金2億5,855万4,000円とその他一般会計より繰出金の1億9,737万2,000円でございます。繰越の主な工事箇所といたしましては、これ特会の方ですけれども、補強土工55街区他4街区宅地造成工事、高田越中央線道路改良工事の分でございます。以上が繰越明許の内容でございます。

続きまして、高田南土地区画整理事業における残事業の区間の3Dの反映でございます。この3Dの作成は残工事を一括発注した場合、106街区、通称道の尾公園部といえますけれども、この有効活用とその周りに配置する宅地の高さとか道路擁壁分を図面だけではなく立体的に見ることによって、視覚的イメージがわくように作成したものでございます。この3Dの作成のデータは、現在の計画平面図をもとに作成しておりますので、大型擁壁部の端部とか、おさまり等ある程度、図面だけじゃなくて視覚的に確認ができるということでこれを作成しております。これの3Dのデータは、高田南の方にも出していますので、あちらの方でもある程度は確認はできるかなと。主にこの3Dの作成の理由ですけれども、先ほど言いました道の尾公園部、ここが今現計画で保留地になってるんです。保留地のまま、現在、山のまま残すという形で、保留地処分金の方はちょっと入ってこない状況にあります。これを何とか一般財源のかわりに保留地処分金として、お金にしたいと。その時にこの山を切ります。切った時にその周りの風景とか、宅地高さがどうなるのかというのが1番のポイントのところでありまして、そのために作ったようなものでございます。以上でございます。

○委員長（西岡克之委員）

一通り説明が終わりましたので3D画面は見ますか。この場で見てから質疑をしますか。じゃあ、3D画面写せますか。それを見てから、ある程度画面に応じて説明をしていただき、その後、質疑に移りたいと思います。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

それでは3Dに入る前に、現在うちの方で高田南の事業が早く終わるためにどうしたらいいかというのを2年ほど前から検討をしております。その分の内容で御説明いたします。これ、赤でくくってるところ、ここのラインが高田の区域の中です。このヤクルト団地は除きます。今、黒く着色したところが現在終わっている所でございます。今回見直しをしようと、この3Dにちょっと反映したポイントがこの区域です。赤で囲ってるところです。3Dの基になる分でございます。この所を主に見直しをしようというところでございます。それと、これがちょうど地区界が、地区というのが高田南の区域がこの辺にあります。これにあわせてここの緑の所、ここが結構、山がきついんです。このままここに道路を残したとしても、ちょっと断面を起こしますとこういった形になるんです。これが現在の計画の道路で、ここに擁壁が来て、土羽がきて、ここがちょうど区域の境でございます。ここに区域外、外です。山の斜面がこうきます。ここは誰が管理するかというのは、ここの地主の方が管理しなくてははいけない。でも、現地を見ていただくと結構山が急峻な所がありますので、何とかこども合わせたところで、地権者、地元の協力がなくてできないんですけども、こども何とか一緒にできないかというのを考えております。ちょうどこの道路も合わせて、この三千隠線の方に全部付け替えを考えてますので、ここのちょうど台形のポケットの所に土が埋まるような形で、今ちょっと考えてます。このことによって、ここの現場そのものの残土を持ち出すボリュームが、ここに入れることによってかなり減る。ということは、そこで事業費がちょっと圧縮される、というところも考えております。こういった形で埋めることができると。それと、ちょうどここです。こども埋めることによって、ここにちょっと斜面ができてしまいますので、これも合わせてどんなふうになるのかなという検討はしております。これが先ほど言った、この山、保留地なんで事業費を回さんといかんとです。これが今のまま残してしまうと保留地処分金が入ってこない。これを何とか保留地処分金として入るようになるためには、宅地化して売るのが一番いいだろうと。現在、ここの高さとかこの高さがかなり違いますんで、1枚ではちょっとなかなか造成がしづらい。下の方に1枚でもいいんですけど、1枚にしたならこの辺に多分、擁壁、下の方の土羽が来てしまうんで有効価値がちょっと減ってしまう。それで、ここを2枚にしたならどうだというのをちょっと考えております。これで、もう1つは3枚とか、こういった計画も現在しております。それで、これが水源地の方から高田中方面を見たところの鳥瞰図でございます。これで山を切ったらこういった形、これが高田中学校から水源地の方を見たところなんです。こういった形に宅地化されていくと。これがヤクルト団地から見た方向です。こういった形になります。これが3枚ですね。これが3D画像を作成した時のデータでございます。これが平面的なやつでございます。これを動かすことによって立体的な画像が出てきます。先ほど、擁壁の末端部が図面に書いたときより視覚的に分かりやすいというのが、こういったところなんです。図面ではなかなか表せないところがこうやって3Dによって、ここの端部の処理とか、こどもちょっと切り立ってしまいます。図面で書く

と、どうしてもカクンカクンと図面を書いてきますんで、なかなか分かりづらい。これが三千隠線なんですけれども、ここに高田中があります。これは、ここの部分ですね。ここにもどうしても1段高くなっていきますので、ここの土羽の始末とか擁壁の始末が出てくるように、視覚的に見ることができます。これが高田中学校側から見た所です。高田中学校から三千隠線を下りていく、この右側の所です。ここにちょっと斜面が出てきますんで、ここの始末がどうだというのも、こういった形で図面で書いて、これちょっと、ここのRきついね、ここの土羽どうしよう、ここの角はどうしようとか、そういったところを再検討ができるようにこれを作っております。これは、あくまでも副産物であったんで。これが先ほど言った道の尾公園部です。こういった形で、1番気になったのが、ちょうどここ、地区界の所を地元で協力をいただいて、何とかここの山の所まで崩れていかんように地権者の方にちょっと協力してもらおうかと。そうしたとき、どんな形になるのかなというのも、こういった形でちょっと見ることができるんです。当然、ここは法面の所を階段で上がっていかなくてははいけないんですけども、どうしてもここの中で残土の処分ができれば事業費の圧縮につながると。先ほど何度も言いますが、要はここの山のところですね。これが切れたらどんな形になるのかなというのを視覚的にしたいというので、これを作成して高田事務所の方にもこのデータはやっているといったところで活用はしてるんです。今後、地元説明会の方とか行く場合に、先ほど見ていただいたパワーポイントの方で作成ができるんじゃないかなと。今の3Dのデータをもとに作ったのが1番最初にお見せした分でございます。これです。先ほどのデータをもとにして作ったのがこれなんです。これはあくまでも平面的なやつを今の3D画像動かすと、先ほど酔うと言ったんですけども、こう回ってくるのでなかなか地元説明会にはちょっと使いづらかったんで、このデータをもとにこういった形で加工したんです。切りとりをしてこんなふうになるんですよ、こんなあったのがこんなふうになるんですよ、といったところで、これはパワーポイント用で地元説明会とかそういったところに視覚的に見たほうが、地元の方たちも分かりやすいんです。今回、ドローンの話も出たんですけども、ドローンで現地を撮ることは可能です。1台、3万も4万も出せば多分買えるんです。ところが災害とかこう言われたですよ、山の形状をもとにデータを集めて、それでどんなふうになってるかというこのソフトを使うと多分何千万クラスなんです。だから広島でちょっとされたって聞いたんですけども、あれもかなり専門的な業者が専門のドローンで、その解析するソフトによって作られて、泥がこっだけ出てきて、影響があつて、何立米といったところまでは、もう一町役場レベルではちょっともう買えない。委託したほうがいいかなと思います。ちょっと余談でしたけれども、3Dの活用については以上でございます。

○委員長（西岡克之委員）

一応、今、都市計画道路西高田線についての部分と残り4つの細目が終わりました。今から皆さんの質疑を受けたいと思います。質疑のある方はどうぞ。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

西高田線で御質問をしたいと思います。3月に御説明をもらったのかと思うんですけども、4月に完成されるということで、今、御説明で3か月の遅延というのはお聞きしましたが、3月の時点では4月に完成ということであれば、目処が立ってたのではないかなと思うんです。そこが3か月と大幅にずれるというのは、地権者との関係はあるかと思うんですが、3月時点で見越せたんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどんなですか。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

今、委員が言われるとおおり、要はその現場に人を配置すれば、たくさん人を入れてくれれば、ある程度事業は進むんです。ところが先ほど申したとおおり、端部の1番最後のとこの詰めめの所の道路の切り替えとか、それにあわせて下水、水道も動かさないといけないんです。これの調整とか、そこの地権者の方がここの出口がどうだとか、そういうところを最後の方に言われれば、すべてのスケジュールが遅れてしまうんです。業者の方の人の手配、ここまでうちは関知する必要ないのかもしれないんですけども、どうしてもそこの業者の人の手配とか、そういったところも、1つ遅れてしまえば、全部数珠繋がり遅れていくと、その結果が今の状態でございます。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ということであれば、見通せなかったと理解していいんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

議会にかけるのは3月末じゃなくて3月の頭ぐらいで議案とか繰越明許とか積算をしていきますので、ある程度は見越しはするんですが、要はこれだけ繰り越さないとだめですよといった金額が、最初に3月の議会では繰越明許という形で全体の大枠な金額を認めていただきました。6月には額がある程度確定しますんで、こういった形の今回の議案になってるんですけども、工事の内容のずれというのは、どうしてもそこで不確定なところがございますんで、どうしても工期とはちょっと長めにおいとかないと何があるか分からないと。天候不順もあるんです。今からコンクリートを打たないかんのに雨でコンクリートを打てなくなったって、それが乾くまで、そしてそれからコンクリートを打って養生してとか、全てにちょっと遅延が発生する場合もございますので、申しわけないんですけども、今の状態というのが業者の方にはもう早く進めてください、と

いう申し入れ、こういったふうにしてください、当然、その中でもうちがこうしてくださいよ、ああしてくださいよと変更も出してるんです。だから、それに基づいて業者もしますんで、そこに遅延が発生してるというところでございます。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では最終の完成、そういう遅延も全部これからも見越して、いつに完成予定ですか。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

今発注分は、6月末で工期はとっております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

では、6月末に完成ということで理解したらいいでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

今発注してる分は6月末で完成の予定でございます。それと、それにまた付随した分で、並松線の所の交差点とか、ちょっと横断歩道の設置の件で県警の方から許可をいただきましたんで、西高田の町営住宅の方から下りてくる所の道、要は交差点の部分なるべくコンパクトにしてくださいというのが県警の申し入れでございます。それに合わせたところで少しコンパクト化をしようという工事も入ってますので、その分がちょっと時間掛かるかなといったところで、本体部分は6月末までに終わらせる予定ではおります。

○委員長（西岡克之委員）

よろしいですか。皆様に提案があります。もう休憩に落として、自由に質疑をしてはどうかと思います。いかがでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

休憩に入る前に今、饗庭委員も言われたように、このことについては理事が3月の定例会で4月に終わりますということを明言してるわけです。だから、そういう部分はやっぱりちゃんとした形で議事録に残した方がいいと思うんです。だから、もうしばらくこの委員会をそのまま続けていただいて、今の話を聞いてても、要は完成がいつかということになるわけです。そうすると、まだ今の横の法面なんかも全然吹きつけもやってないし6月に完成するはずないんです。おまけに一応、ツインキャッスルの右手の方の

工事もまだまだ掛かるし、それと完成して、要は完成の検査まで受けるとなると7月、8月になると思うんです。だけど今の回答じゃ6月ぐらいということの話だったから、まだ諸々あります。その諸々がなんなのか。完成をするということだから。そうしないといけないわけだから。ということで委員会をしばらく続けてください。

○委員長（西岡克之委員）

もうしばらく委員会を続けたいと思います。

竹中委員、今の質疑に関して答弁求めますか。よろしいですね。

他に質疑のある方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

遅延の理由は幾つかあるということで説明がありましたが、この道路に係る地権者からの要望がいつごろ出てたのか、どれくらいの期間で対応ができたのか、ちょっとそこが分かればと思います。あと、ここに係わる遅延の理由が、いわゆるそういう問題で、行政側、発注者側の問題で遅延したという形で捉えていいんでしょうか。その工事をする事業者の理由はないんですか、そこはいかがでしょうか。お願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

どちらの理由というか、要は地権者の方から取付道路につきましてはもうちょっと幅をしてくださいとか、旧道に出た所の道路の位置とか、そういった所、あと1メートル膨らまかしてくださいとか、いや、それできませんよっていうこの話にずっと入ってしまうんです。そこに余地があれば、ある程度のところはのむことができますけども、当然、そこにはまた違う方の隣接の地主があるんで、そこに勝手に役場がここは膨らまかせましょうとか、そういった形ができません。その話をずっとしていったというのに時間が掛かっているんです。その話が出たのは、その取付道路の所は3月の終わりの頃だったと記憶しています。当然、ある程度、区域の中の道路のふり方というのは、そこの中である程度ふれるんですけども、また図面書いたりとか業者にも指示をしたりとかしますんで、地権者の意向をある程度反映したところで、どうしてもその工事とかそういったところで迷惑掛けてますので、できる範囲は地権者の意向がとれるような形で進めていったのが今の現状でございますんで、5月にも、その取付道路の所、下水とか水道とか結構水路とかあって、その切り回しとかそういったのも時間掛かっているんです。だから、そこら辺を一旦ここを変えてくれろと言われると、全てがもう変更せざるを得ない状況になってしまうんで、といったところでございます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

1つ考えられるのは、そもそもそういう問題が発生するのではないかという予想ができてなかったのか。当初の中で一定そういう地権者の皆さんには、こういう道路ができますという話をしている。具体的になってきて初めて分かったという部分も当然それはあるかもしれませんが、そこら辺がやっぱりちょっと説明がきちんとされてたのかなというところがあるんで、当初からそういうこと、一定そういう要望が出るのではないかという予想ができなかったのかというのが1つと、あと、これだけ工期が延びるとやっぱり事業費も一定増えたりしますんで、ちょっとそこら辺が心配になるんですけども、現在のところ事業費そのものは増えてないという形で確認してもらっていいんですか。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

まず1点目の事業費の伸びでございますけども、この分はまだ精算の方に入ってませんので、結構な追加といいますか、ここをこうしてくださいとか、ああしてくださいとかいう指示はしてますので、その増工は多分出てるんだろうと思います。まだ精算にいつてませんが正確な金額は今のところここで話すことはちょっとできないです。なんで当初分からなかったかということでございます。西高田線というのは先にあった都市計画道路で、その方は後から来られた方なんです。だからここに道路ができるということで、その方は土地を求めて家を建てられてる。だからそのときも取付道路とか、そういうのも図面に載ってるんですけども、實際上どうしても自分のイメージと違うところ、道路ももう切っていきますので、ある程度きたんだろうと思います。その方も。当然、岩盤の方の掘削をする時に切り崩しますので振動はないということはないんですけども、その他の所の苦情はなかったんです。だから、どうしてもまだ新しいとか何年か経った家なんですけども、結構きれいな家で、どうしてもやっぱり心配事をされるとどうしてもやっぱり自分の財産なんで心配になってこられたんだろうと思います。そこで、やっぱりうちは影響ないですよという言い方もなかなか難しいんで、それならば工事に入る前に家屋の調査をさせてくださいと。外壁とか家の中とか内装とかクラックが今のところないかとか、そういったところで後から調査になったというのが経緯でございます。最初からもう完璧にひつついとけば、その事前の説明とか調査をするんですけど、ちょっと離れた所にあつたんで、影響ないかなというのがちょっとうちの方も甘かったかなというのはあります。

○委員長（西岡克之委員）

よろしいですか。他に質疑のある方いらっしゃいませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと質疑がたくさんあるもんだからメモしてください。まず、さっき言った3月の定例会において4月に完成と明言したわけだから、これについてやはり担当課として

も責任をとらなくちゃいけないですよ。だから6月の定例議会があったわけだから当初の中で、こういうことで遅れましたという一言の話ぐらいはあるべき。僕はそういうふうに思ってます。で、その繰越の工期は6月と言ったけど6月にはできないでしょう、はっきり言って。絶対できないですよ。これは僕が見とつても、素人が見ても分かる。それと、岩があそこはたくさんあるということは始めから分かっただけだから、それを見越してやるのが当たり前前の工事であって、急に堅いところで振動がでたから地権者の人たちから少し苦情が出てきたと、そういうふうなのは理由にならない。はっきりいって。あそこは岩というのは始めから分かって工事をやってるわけだから。

それと、ちょっと質問を先にします。横断歩道の話が出ました、一般質問ですね。その時に、要は公安委員会とか警察とか話し合いをしなければいけない。もちろんそうですよ。しかしながら、これは完成しないと、完成断面じゃないと横断歩道は引けないと僕は認識してるんですよ。だから、その説明もちゃんとすべきではなかったのかなと。その時に逃げじゃなくて、完成してしまわないと法的にできないんですよと、仮については、要は結局、警察と話をしてそういうこともできるけど、正式には私の感覚の中では完成断面でないとできないと思ってます。その辺についての今後の対応について。

それからツインキャッスル側の西高田線と新しい道路が交わる交差点付近は非常に見通しが悪いんですよ。さくら会館からの道路、右折する交差点も本線と旧道との段差があるんです。これはやっぱり舗装をかける必要があると思う。その辺について1つお願いしたい。

それからイオンタウン、ここから上って行きます。そして、向こう西高田線、下るわけですけど信号の時に先が見えないですよ。ここは全く見えない、信号停まってみたら分かるけど、お互いに停まってお互いの車は見えないんです。ものすごく不安ですよ。だからこれについては初めからそういう計画だったのかなと。少し高くなってるんじゃないかなという気持ちがするんですよ。俗に言うバーチカルカーブというのかな、これを検討されていなかったのか。そういうバーチカルカーブであれば前の方は見えるんですよ。しかしあの状況だったら前から全く見えない。前にすとんと落ちているような感じがして向こうから右側の逆方向で入って来た人間も見えない、車も見えない、そういう状態になってるんです。ですから、その辺について検討が行われなかったのかどうか。

それから206号、今日は西高田線の件だから踏切です。天満宮踏切のことについて、もう既にご存知のとおり大渋滞が起こってます。地権者は多分いると思うんですけどその話し合いは何回ぐらい行われたのか、実際行って話をしたのか、それについてちょっとお尋ねします。その程度、とりあえずそれだけちょっと質問をさせていただきたい。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

今、委員が言われるとおりの3月の議会の時に4月頃完成という形で話したかと思いま

す。その時は当然、その時期で終わるといったところで考えていました。そこで今言われるとおりがまた遅れたということは、本当に町民の皆さんとか議会の皆様方には申し訳ないと思っております。もし、そこで謝れる所があれば、機会があれば、お詫びを申し上げたいと思います。

それと横断歩道の設置の件でございます。この分につきましては、今、委員が言われるとおり、そうです。道路ができて通常は2通りあるんです。計画のときに警察の協議の中でここは横断歩道、信号機がいるということを警察の方が判断して図面の中に横断歩道の絵を書いて発注をして、道路がアスファルト舗装ができないと上に書けませんので、その工事が終わって県警の方が交差点を引いてしまう、信号機を立てる、こういったスケジュールになるんです。ただし、今回の所につきましては私たちの方も警察の方には協議をしておりました。協議の中で県警の方が新設道路なので状況に応じて後ほど考えましょうという回答だったんです。だから私たちの方は図面の中とか、道路をある程度完成させて開通しますよと、この前日まで時津警察署とは協議をしておりました。今回、すぐ県警の方も対応していただいたんで、もう引ける状況にあります。

さくら会館のほうから上がって行って、ちょうど西高田線と交わる所ですが、交差点部分は上層をもう1回打ち直します。舗装をし直すという形です。だから、そのバウンド的な所は解消されるかなっていうのがあります。

もう1つは、イオンタウンの入口のこの交差点のバーチが取れてないんじゃないかと。この分につきましては、その榎の鼻の土地区画整理事業の中の。ちょっとその件については、今ここで説明することができません。すいません。

天満宮の踏切の所、多分言われてるのは先線の所の話かなと思うんですけども、この地権者に関しては、もう2年ほど前には6回ぐらい行って、お母さんが亡くなった後もちょっとお話をさせていただいた経緯があります。どうしてもそのループも含めてそうなんですけども、ここはちょっと難しい。その踏切の所の平面交差の所であるのを今考えて、そのような事業計画を立てようとしているところでございます。

今発注している分、吹きつけの工事もあります。この分も含めたところで、今の工期6月末、吹きつけのほうはそんなに長くかからんという話。道路工事と法面の吹きつけ工事はまた別発注なんで、法面の方はスケジュールどおりでいけるかなと。あと西高田線の先ほど言われてるまるみつ側のちょうど旧道に交わった所のRの所がちょっと、高田踏切の方へ行く所です。ここが今急いでしてる所と、ちょうど並松線と西高田線と交差する四差路です。西高田町営住宅から下りてきた所と重なった所、ここが先ほど言いました横断歩道の位置が決まりましたんで、切り下げるブロックの位置が決まったんです。それによって高さが全部変わって決まってきましたんで、その工事に今、入っているところでございます。今、委員が心配されておられるとおり、もうぎりぎりのところでございます。はっきり申し上げて。これを業者の方に、その工期の中で納めてくれという話はもうずっとしているところでございます。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

時間の都合で高田南もちょっと言わなくちゃいけないので、ちょっとこの西高田線で、所管事務調査は閉会中にまだ何回か行われると話聞いてますから、あと2つぐらいにしておきますけど。今言われた繰越工期というのは、要はまるみつ側の所まで完成しての工期ということだから6月一杯と言うと、もう僕らは6月一杯と思い込んでしまうから、もう少し余裕を持った回答をしとった方が僕はいいと思うんだけど、相手のこともあるし。それと確認ですけど、この踏切側の地権者の分は、これはもう事業計画の中で、その分は使わないという形で進んでるということで確認していいんですか。その2点を聞いておきます。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

踏切側の所の地権者の土地を使わないというのが、ちょっと分からなかったんですけど、もう一度すいません、お願いします。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

地権者の土地がありますよね。そこを結局、今までの計画でいけば地権者の土地を使わないと拡幅ができないという形で僕らは説明を受けとったんですけど、今言われる中ではこの地権者の土地を使わないで、今交渉してる人の分を使わないで、他の部分で、結局その拡幅をしていくというふうに確認していいんですかということなんです。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

ちょっと図面書いていいですか。

○委員長（西岡克之委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

西高田線については、まだ閉会中がありますので、また質問したいと思いますけど、今日はあと1つ、高田南土地区画整理事業の中のさつき3Dを見せてもらったんですけ

ど、実は、最近いつだったかな、振興局と勉強会を、安藤議員、吉岡議員、私、そして副議長と勉強会があったんです。その時、私も3Dについてどうですかというお話をしたら、あんまりピンと来ないんですよね。だから、実際結局、施行するのは県に委託をしてるわけだから、その施行する所が、あんまりこの3Dを重きに見てないようなニュアンスだったんですね。当然、私はこういう3Dの説明がそこであるのかなと思ったけど、説明もなく、こっちの方で質問して、そんなのもあったですね、それぐらいの感じでした。だから県とのコンセンサスができてるのかなというのが1つ。それからPFIを検討してるということだったけど、現在どうなってるのか。この2点をちょっとお尋ねします。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

まず1点目の高田の方でこの3Dを活用してないんじゃないかと。この分はうちの方も、この3Dを作った時にこのソフトと、ここにパワーポイントを映してますけど、これ私が作ったんですけども、この分も合わせて高田の方にやっています。こういった形で見やすくなるので。ちょっと見とってねぐらいしか話するようなことはないんで、高田の方もこれ見て、ここら辺の端部は分かったよという話を受けたんです。だから、先ほど御説明したとおり、私たちが作った意味はこれなんです。道の尾公園を切った時にどうなるか、それに合わせて区域をちょっと広げてやって、ここの端部とか分かるようにしたんで、よく分かるよという話は受けたんです。ただ向こうがこれをどのように活用してるかどうかは、もう一度聞いてみないと分かりません。申し訳ございません。

それとPFIの進行状況です。平成28年度に要はPFIをするからって言って、こちらの方だけで手挙げても、PFIはなかなか難しいんです。応募する業者がいなかったらPFIは絵に描いた餅でございます。だから、これもPFIで事業が成り立つのか、従来工事と比較してどっちがどうだという結果を出したのが28年度。その分の結果については、PFIが有効だという結論を得ましたんで、今度は第2段階のステップとしてそれを具体化するスキーム、そこの方に入っていくように高田の方にも予算をつけております。だから今年度はPFIの事業になっていくようなところの中の細部、提案募集要項とかリスクの分担とか需用費そういったところまで、今度はかなり突っ込んだところまで入っていきます。それが終わると今度はPFIの事業そのものに流れていくんじゃないかなと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

以上で説明が終わりました。他に質疑のある方。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

3Dを見せていただいて、分かりやすく良かったかなと思うんですけども、その

中で道の尾公園を宅地にする、2枚か3枚か分からないですけど、それは、いつぐらいの予定になってるんですか。そのあたりを教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

先ほどPFIの話が出てきました。要はこの区域を一括して、もう全部終わらせようという話なんです。その時に、今この山を切らないとここに宅地が張りついた状態ではもうこの山切れないんです。振動とか発破、ダイナマイト使いますんで、だから工事するなら、今これを見直して一括発注した時でないとか切れないんです。だからPFIに入る時には、そのPFIの中身の事業の中の範囲の中にも、この山を切るというのは今現在入ってます。計画の中では。だから、いつ切るのかといたら、PFIに入った時には多分切るといところで、図面を起こして発注はできるんだろうと思います。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

そうなりますと、PFIも事業で成り立つかどうかと先ほどおっしゃったので、それが分からないと、切りたいけれどもいつになるか分からないということで理解したらいいんですか。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

先ほど言いましたPFIに持ち込むための事前調査というので、先ほどどっちが得かという話をしました。これはPFIした方が得という結果が出てるんです。先ほど申したとおり。だから、これはPFIの方が有利だよといったところで、工期も短くなるし事業費も抑えられるんで、そちらの方が有利という結果が出ましたんで、今年度は次の段階に進みますよという話です。だから、これが協議とか、このスキームが全部でき上がって実際に応募しますよと、この時点には、もうこの山切るといのも入ってますんで、その時からもう山を切るという話です。工事が終わるのは、それから5年後ぐらいですか、長くみて。だから、そのくらいの時期では、ここが完成形に入っていくのではないかなと思います。こういった形に。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

もう1点だけ確認。ということは、今年度PFIを進めていくので、そこでなんらか進めば、その後5年後にまでには、長くても5年後には切れてしまうという理解でいいんでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

今年度は募集要項とか、そういったところまで突っ込んだところで行きますんで、今度はそれを持って長崎県の方で、向こうの体制も整えないといけないんです。長与町で発注することはもう不可能です。だから県の方で、今PFIの話も高田事務所も含めたところで話をしていますんで、今年度はPFIに流れた時の要は手順です。そこを今年度コンサルを入れて検討するということです。それから1年とかそのぐらい、向こうの体制も今度は募集をするだけでも10か月とか掛かるんです。工事を発注する、PFIを出すけんがってすぐできないんです。そこの見積期間とか、もういろんな期間がスケジュールは決まっていますので、それ以降になってしまうんで、ならPFIやりましょう。こうなって、その時にある程度体制は作っていくんですけども、そこから、今度は募集してからが時間が掛かるんです。そこで業者が決まって、それから工事という形になりますんで、ある程度の時間が掛かるということです。

○委員長（西岡克之委員）

よろしいですか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今のPFIの件ですけれども、ちょっと説明あったんですけども、事業するとなるとこれはもう町ではないんですよ。県の事業としてしてもらわんばいかんとですね。1点お聞きしたいのは、土地区画整理関係で公共事業としていてPFIに移行をした事例というのが、全国的に見てそんなのがあって、はたしてPFIが成立したのかどうかという、受け手がいるかないかがもちろん大事なことで、業者も旨みがないと乗ってこんと思うとです。そこは全国的に見て事例とかはあつとですか。このPFIを進めたいと思っても受け手がおらんやったら、また、この事業自体が止まってしまうわけですたいね。そこのところの情報とか、そういったのをちょっとあれば。

○委員長（西岡克之委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

今、委員言われるとおりになんです。先ほどから言いますとおり、PFIします、この工事しますよと言っても、相手方がおらんかったら事業にならないんです。だから28年度には先ほど言いましたPFI導入可能性調査、ここの中には、業者の方、コンサルタント、ゼネコン含めて、長与町はこういったPFIで工事を出したいんですけど興味がありますか。こういったところで保留地がありますけれども、こういったところで有効活用も含めたところでPFIできますか、というアンケート調査をとっています。その分に関しては応募する意思があるよという業者が数社ありましたんで、これはPFIに

持ち込むことができるという判断をしております。コンサルタントと一緒に。それと、先ほど言われるこういった区画整理においてPFIを活用した事例がないのかというのにちょっと御説明します。当初から、事業が始まる前の段階からPFIで全てをするという事例はいくつかあります。ただし、こうやって長与町みたいに事業の途中でPFIに持ち込んだ事例というのはいないんです。だから、そこで業者もある程度おいしいところ、リスクを減らしたところでないと思募はこないと思います。区画整理の中身というのは土木工事は当然あるんです。これは全然業者はOKなんです。ところが、ここの中に換地とか補償とかそういった事務的手続が含まれると、途中からはなかなか入って来れないんです、業者は。だから、その事務手続、換地とか保留地とか補償、交渉等は、その事業の中から外したところで今現在考えております。要は工事の一括発注という形になります。だから、こういった形である程度業者のおいしいところを持つとかないと、思募がなかったらもうほんとに何もできないんで、そういったところを考えております。だから、この事業成り立つんではないかなと思います。

○委員長（西岡克之委員）

もう皆さん質疑も出尽くしたと思いますので、以上で都市計画課の所管事務調査を終わります。

場内の時計で45分まで休憩に入ります。お疲れ様でした。

(休憩 10時34分～10時44分)

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、所管事務調査に移ります。

地産地消の現状と今後の展開ということで、所管より説明を受けたいと思います。

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

おはようございます。それでは地産地消につきまして、お手元の資料を作っておりますので、それを読み上げさせていただきます。1ページをお願いいたします。地産地消の推進と今後の課題ということで、本町の農業は温暖な気候と排水効果の高い段々畑による急傾斜地を利用したミカンの栽培を中心として行われております。昭和40年代より隣接する長崎市北部の発展とともに宅地の拡大が進み、長崎市のベッドタウンとして人口が増加し都市化が進展しております。このような中にありまして、農業者の高齢化や担い手不足、農地の遊休化など農業構造の変化も加わりまして、農業を取り巻く環境は厳しくなっております。また、BSEをはじめ、鳥インフルエンザ、食品添加物、残留農薬、食品の産地偽装表示など多くの問題が発生し、食の安全が脅かされております。今後、地産地消を積極的に展開するため、町内で生産された農畜産物の流通と消費拡大を図り、安全安心で新鮮な食物を町民に提供することで、人と人、家庭と地域、消費者と生産者のつながりが図られ、食を考えた健全な食生活の構築と農業の所得向上並びに農業経営の安定を目的としまして、その推進を図ることとしております。1番の地

産地消推進に向けた基本方針としまして、生産者と消費者の顔が見える農畜産物の地域内流通の推進としまして、生産者は、地域の消費者ニーズを的確に把握し、安全安心で質の高い商品やサービスの提供に努め、消費者に対し食や産業に親しむ機会を提供していくこととしております。一方、消費者は、食に対する正しい知識を養い、農業農村の持つ多面的機能の共有や地元農畜産物への理解を深めるために生産者と積極的なコミュニケーションを図り、産地消の推進に努めるということにしております。

2番目の産地消の現状でございます。（1）農産物加工所の推進ということで、町内3か所の販売状況。それから（2）学校給食におきます地元農産物の供給ということで、給食食材の提供状況につきまして、町が直接、管理をしているわけではございませんけれども、各機関から数値をいただいて資料として取りまとめておりますので御説明をいたします。まず3ページをお開き下さい。農産物直売所の推進ということで、町内3か所の過去3年間の販売額を記載しております。28年度のみで説明させていただきます。平成28年度では、じげもん長与で販売額3億7,770万ほどでございます。これは全体ということで、その横に町内としておりますけれども、じげもんにはいろいろと町外の方も出品者がいらっしゃいますし、仕入れ品もでございます。その全体が3億7,000万ということでございまして、販売額、右の方の（町内）というのは、町内の加入者のみの方が出品されたデータがございましたので記載しておりますが、2億2,337万1,000円ということになっております。続きまして、まんてんでございます。まんてんの販売額は5,354万9,000円となっております。それから、すわだでございます。販売額は1,130万ということになってございまして、合計販売額の町内での合計でございますけれども、これは2億8,822万1,000円ということに売り上げがなっている状況です。すいません、来客者をちょっと忘れてましたけど、じげもんで30万5,300人、年間でございます。まんてんが6万7,275人です。すわだはデータございません。次に、じげもんの品目別でございます。品目別では、じげもんで1位は野菜となっております。2位がこれは農産加工品といたしまして、通常言います味噌と農産品の加工品、それから菓子パン、惣菜類ということで2位となっております。続きまして下の段です。まんてんの品目別でございますけれども、こちらは1位が果物ということになっております。2位は農産加工品というようなことになってございまして、すわだにつきましてはデータございませんので記載をしております。次に4ページをお願いいたします。学校給食におきます地元農産物の供給ということで状況を記載しております。1番上の段でございます、じげもん長与の果物について供給していただいておりますけれども、これを各学校、4校でございます。共同調理場ということで、これも共同で4校分ということで分けていらっしゃいますけれども、柑橘類でございます。各学校の4校分でございますけれども1万5,874個、共同調理場で2万6,501個、合計4万2,375個ということになっております。その他、メロン、イチゴがでございます。合計で4万8,259個という状況になっております。それから、同じく

じげものほうで野菜の方も供給をさせていただいております、ご覧の表では、1位がキャベツ、2位が大根、3位が白菜というような順で合計で3,319.5キロということになっております。それからその下の段になります。これは農産物加工所、味噌でございますが、麦味噌と米味噌を供給しております。これは過去3か年分の平均でございますけれども、共同調理場で麦が316.1キロ、米で97.7キロとなっております。それから各学校4校分ですけれども、麦で305キロ、米で35.6キロ、それから保育園も供給しておりますが、麦味噌で90キロということになっております。それから1番下の行になりますけれども、これはちょっと参考になります。学校給食とはちょっと違いますけれども、参考として記載しておりますけれども、農産物加工所、長与カラフルの町内向けといいますか、で消費されたであろうという販売量でございます。味噌で2,885個、それから調味料等となっておりますけれども、柚子味噌等でございますが2,456個、ジャム等で3,932個、オリーブオイルで37本ということになっております。次に1ページに戻っていただきたいと思います。今後の課題ということで2ページ目に入りますけれども、現状と課題ということで2ページ目、地場産青果物は通年供給することが難しいということで安定的な量の確保というのがなかなか難しい状況でございます。それから大規模ハウス栽培農家が少ない。消費者は、無農薬、低農薬栽培を求める一方で、農作物の虫食いや形状の悪さなどを敬遠する傾向にございます。町内には3か所の農産物直売所がございますけれども、町の中心部では1店のみでございまして、その他は中心部に立地していない関係で、マイカー等の来店者以外は利用しにくい状況にございます。また、仕事を持つ若い主婦には、閉店時間が早いために帰宅時購入ができないというような問題もございます。それから中心部の小売店では、地場農産物の通年供給ができないために、他地域からの青果物の販売を余儀なくされております。

(2) としまして、現在の取り組みでございますけれども、消費者ニーズに合った地場農畜産物の生産及び講習会の開催ということで、2か月にいっぺん程度になりますけれどもJAによります野菜栽培講習会を開催しております。それから②としまして、野菜、花木、落葉果樹の苗の補助を行っているところです。それからこの他に、まんてんでは毎月1回になりますけど試食会等も行っているようでございます。次に、一般の小売店舗にも地場産農畜産物の販売コーナーの設置の協力並びに促進ということで、郊外型店舗で地産地消コーナーの設置ということで、町内に3か所ほど設置されているようでございます。御案内の5月末に開店をしましたイオンタウン内にも協力をお願いした結果、地産地消コーナーということで設けられております。それから最後に、農業体験の実施ということでブルーベリー親子収穫体験、毎年7月、8月に1回ずつですけど合計2回実施をしております。各学校による田植え、稲刈り、みかん収穫体験などが行われております。それからこの他にも、いろいろ町内で行われてますイベント等にもまんてんやじげもん長与が参加をされまして、具体的には、商工まつり、それから健康まつり、その他、みんなの技能まつりと言いまして職業訓練校でございますけれども、そ

の他シーサイドマルシェ等々参加をされて地元産の農畜産物の販売をしていただいているところ。以上で説明を終わります。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりましたので、時間の関係で質疑の方はお1人だけ受けたいと思います。
安部委員。

○委員（安部都委員）

説明ありがとうございました。じげもん、まんてん、すわだについても、この3年間において、やはり今までの販売額、かなり減っていると思うんですが、いろいろなこの前に書いている問題点の理由は分かるんですが、年々減少している要因というのは、どういうことが考えられますでしょうか。ちょっと続けて言います。もう1点なんですけど、オリーブの方の昨年の収穫の方はどうだったのか、そこら辺もちょっと気になりますのでお願いします。収穫と販売、そしたらそのところもお願いいたします。収穫がどれくらいで、販売はどのような状況だったのか。

○委員長（西岡克之委員）

オリーブの収穫と販売ということと、販売の減少についてということで。
中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

まず1点目の直売所の年々の減少ということでございますけれども、私どもこの総会等に出席をさせていただいて、問題点を述べられているんですけども、まずは1番最初に出てくるのは天候不順です。昨年は8月に結構な干ばつがございまして、夏野菜が相当落ち込んだというようなこともございます。それから2点目が、やはり高齢化が避けられない状況でございまして、供給量がちょっと減っているようなことをお聞きしております。そういうところで販売、お客さんはいらっしゃいますが品物がないというような品物貧乏といいますか、そういう状況に陥っておられまして、今また、総会等でも出ておりましたけれども、体制の立て直しというか、そういうことを検討されているところです。それからオリーブは、御存じのように最高は2トン400をピークに毎年下がってまして、昨年度は250キロぐらいしかとれなかったんです。これを町内だけかと思っていると、九州各県も調べてみたんですけど、天草とかうきはとかあるんですが、そこらあたりも相当落ち込んでまして、そこらあたりの原因が気象なのか、何なのかっていうのは分からないんですが、長与町も落ちたんですけど、全国というか、周り、近隣の県も落ち込んでいるという状況でございまして苦慮してます。それから販売額です。28年度、搾油機を導入して初めて絞ったんです。純長与産が出来上がったんですけど、60本、100ミリで60本採れたんです。もう完売してしまったんですけども、その分の単純に商品が5,000円としまして、1本ですね。30万ぐらいの売り上げになっておりまして、これからちょっと頑張っていこうかなという状況でございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

時間の関係もございますので、また閉会中でも開催した時に質疑をしていきたいと思
います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、産業振興課の所管事務調査を終わります。お疲れ様でした。

場内は、引き続き準備ができ次第に開催をしたいと思います。

一旦休憩に入ります。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

引き続き、所管事務調査を行います。健康増進高齢者対策についての件を議題といた
します。

まず、中山部長、説明をお願いします。

○健康保険部長（中山庄治君）

皆さん、おはようございます。所管の説明の前に高齢者の高齢化率のことについて若
干お話をして、説明をさせますのでよろしくお願いいたします。少し過去の分になりますが、
高齢化率が17年度末で15.9、10年飛んで27年度が23.6、29年の5月末で
24.2%となっております。長与町の人口ビジョンの予測では、平成37年が28.8、
これ人口ビジョンの資料です。47年度が32.9、推計の最終年度72年が37.5と
なっております。今後ますます高齢者の健康づくりは重要な課題となっております。ま
た一方での視点で、将来、高齢者となる現在の若者を、いかに健康づくりに関心を持っ
ていただくかということも重要となっております。今後は健康に関心がある方はもちろ
ん、健康づくりに無関心の方、特に若者を巻き込む施策を打ち出していくことも、将来
の健康づくりには欠かせないことだと思っております。

それでは健康保健課で所管をします高齢者の健康増進に関する事業を担当より説明
をさせます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは、具体的に高齢者の健康づくりについて御説明いたします。

まず1つ目が、健康増進法にのっとった事業というものがあります。その1つ目が、
健康手帳の交付、2つ目が健康教育、3つ目が健康相談、4つ目が健康診査、5つ目が
訪問ということで、健康増進法にのっとった事業は、この5つを中心に展開しておりま
す。次に2つ目としまして、高齢者の医療確保法にのっとった健康づくりというのがあ
ります。これは特定健診、特定保健指導の事業をいっております。3番目としまして、
予防接種法にのっとった健康づくりです。これは高齢者の肺炎球菌ワクチン、次に季節

性のインフルエンザというふうに2つ種類があります。

それではもう少し詳しく説明をいたします。委員のお手元にお配りしました平成29年度長与町の成人と高齢者の暮らしと健康のためにというチラシを見ていただければと思います。まず左上の方から、健康相談、これはキャッチフレーズを毎週金曜日は健康相談の日です、ということで皆さんに周知をしております。場所としましては、丸田荘、上長与公民館、長与町役場、まんてん、4か所です。丸田荘、上長与公民館につきましては、これは所管は介護保険課の方で受け持っております。スタッフとしましては、管理栄養士、看護師、保健師が行っております。28年度の実績としましては、23回実施しまして165名の方が御相談されております。年齢の区分を見るとやっぱり60歳以上の方がほとんどを占めております。

次に歯周疾患検診です。これは西彼歯科医師会に長与班に委託して実施しております。昨年の実績が102名となっております。うち60歳代の方が18名、70歳の方が30名となっております。この健診は一応自己負担が500円、ただし70歳と生活保護または非課税世帯の方は無料として実施しております。

次に、1番下書いてあります健康づくり推進スポーツ活動、ふれあい健康クラブと書いております。これは健康づくり推進協議会という男性ばかりの健康づくりのボランティアがいらっしゃるんですけども、その方たちが主催してる体操教室です。目的としましては、運動不足が気になる方や気軽に運動する場が欲しい方が対象で、基礎的な体力やゲーム等を実施していますということで、誰でも気軽に参加していただいて継続がしやすいような教室となっております。昨年度の実績が延べで1,592名の方が参加されております。推進員も延べで336名の方が出ているという状況になっております。

次に、中央に書いてあります健康診査です。これにつきましては、お手元にお配りしてないんですけども、平成29年度長与町健康診査のお知らせというこのチラシを全戸配布して町民の方にはPRをしております。これに健診の受け方とか、検診の種類、金額等とかを書いております。検診の方は、大きく個別検診と集団健診、2通りやり方があります。個別健診に関しては西彼杵医師会に委託をしております。集団に関しては、ここの日程に書いてありますように実施しております。それとがん検診も実施しております。がん検診も個別と集団に分かれておりまして、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんを実施しています。その他に肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、前立腺検診というのを実施しています。集団の検診をしていますけども、これはがん検診と併せてしている日がほとんどになっております。ですから住民の方は特定健診も受けてがん検診も同時に受けれるというような組み合わせをやっております。そして、その下に特定健診以外の健康診査ということで書いてます。これは高齢者とは少し関係ないんですけども、婦人健診、国保の成人健診ということで実施しております。その他の健康審査というところが、40歳以上で生活保護の受給者の方も対象にして実施しております。その下、肺炎球菌予防接種ということで実施しています。これについては、対象者が平成29年度

中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳と5歳刻みで対象となっていきます。この方に対しては個別の通知をお出ししてPRをしておりません。対象者の方は自己負担として2,000円払っていただいています。ただし、生活保護の方は無料となっております。これにつきましては3月にお配りしてたんですけども、肺炎球菌の実績としましては対象者が2,194名で、受診者が1,208名、55.06%となっております。あと高齢者のインフルエンザの方も一応実績だけお示しします。インフルエンザの方なんですけども、対象者の方が1万151名で、受診者が5,248名、受診率が51.65%となっております。以上、この白の紙を中心に説明をさせていただきます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

今あらかた説明がありましたので、質疑のある方。これも時間的關係がございまして、質疑の人数を絞りたいと思います。よろしいでしょうか。じゃあ1名ないし2名、質疑を受けたいと思います。

安部委員。

○委員（安部都委員）

がん検診等の中の肝炎ウイルス検診があるんですが、これががん検診を受ける方たちはちょっとそこで分かるんですけども、肝炎ウイルス検査、がん検診を受けなければやっぱり掘り起こしがなかなか若い方たちの年齢の30代、40代、50代、60代という若い方たちのウイルス検診の掘り起こしがなかなかできてないんです。今のところですね。これは県の方も同じちょっと問題抱えてるんですが、町としても掘り起こしに対するもう少し出前検診とか、そういった例えばイオンタウンの中でするとか、そういった考えはお持ちでないでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村幸子君）

出前健診の件なんですけども、今、計画中ではっきりはしていないんですけど、年1回実施しております健康まつりの中で特定健診を実施できないかということで、今計画をしているところです。肝炎ウイルス検査は血液検査ですので、やはり特定健診と血液検査をするような検診と同時実施することが1番実施しやすいかと思いますので、そういった方向はあります。あと過去には、乳がん、子宮がん検診等はララコープの駐車場で検診車で実施したという経緯はあります。やはりそういった方向も大切かとは考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

続きなんですけども、例えば健診を受けた後に病院、医療側から本人には通知行くんです

けども、その通知というのは町には来ているわけですね。

○委員長（西岡克之委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村宰子君）

町の健診として実施している分は、全て町の方に請求と同時に結果が来ます。さらに要精密検査となられた方については、年度末にちゃんと追跡調査というのを行っていきますので、要精検となった方がさらにちゃんと精密検査を受けたかどうかという把握まで実施はしております。

○委員長（西岡克之委員）

いいですね。他にありますか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

健康相談のところで説明の時に平成28年度は23回実施の165名、今度29年度はかなり増えてますよね。この日数のたびに行う予定なんですよ健康相談は。そういう見方ですよ。かなり増えているのは、これはどういう理由でしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

先ほど私が言いました人数、回数は、健康保険課の所管分だけを言っておりますので、長与町役場とまんてんの分の回数と人数になっております。すいません。紛らわしい言い方で申しわけないです。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

28年度の全体の回数と参加人数は分からないんですか。健康保険課分しか分からないということですかね。

ちょっと別の質問をさせていただきます。ここに星印である健康相談、血圧測定と検尿と健康相談と栄養相談という形でやられてるということで、先ほども同僚委員から、例えばまんてんでされてるということと言われてましたけど買い物に来られるお客さんが気軽に健康を相談をできるという環境が確かにあれば、そこからやはり健康に関心を持ったりだとか、そういう健診受けてみようかなというふうになると思いますので、そういう機会を増やすというのもやっぱり1つの手かなと思うんですけど、もう1つ、その相談内容が骨密度の検査だとか血管年齢ですか、こういうこともできたと思います。健康相談だけだと何かこう何を話せばいいのかというような形になりますので、ただ健康だけでもそういう検査ができればというふうな話が多分あると思うので、そういう部分で拡大する方向性がないものなのか、考えがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

中村課長補佐。

○課長補佐（中村幸子君）

どうしても器具等の関係で、健康まつりで実施している健康相談では、血管年齢、体組成などを行っています。それから長与町役場での健康相談については、体組成の計測をしております。と申しますのも、もともと体組成の高価な機械というのは、役場の方で2台購入をしているんですが、特定保健指導を実施するために購入しておりますので、どうしても外に持ち出してしまうと、その間に保健指導ができないということになりますので、近い所でやはり要望もありますので、役場での健康相談では体組成を実施しているという状況です。その他、外部での健康教育とか健康相談を実施する時は、可能な時は体組成計を持って行ってっております。例えば、コミュニティまつりでの健康相談とか、あと以前は体育祭での健康相談時に持って行ったという経緯はあります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑がなければ、これで健康増進について、高齢者対策についての所管事務調査を終わりたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは健康増進高齢者対策についての所管事務調査を終わります。御苦労様でした。

暫時休憩して、準備ができれば次の障害者自立支援についての所管事務調査を行いたいと思います。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、引き続き所管事務調査に入ります。障害者自立支援の就労についてということで、所管事務調査を行います。

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

それでは、障害者の自立支援就労について御説明をいたします。障害者の就労支援につきましては、先ほどお配りしました資料に沿って説明をさせていただきます。まず、障害者の就労支援とは、障害者が自立して地域で暮らしていくために就労に必要な知識や技術を身につける支援のことで、3つに分類をされます。1つ目が就労移行支援、2つ目が就労継続支援A型、それと就労継続支援B型という3つになります。そして、その対象者としましては、身体、知的、精神の3障害のいずれかをお持ちの方が対象、利用ができるということになっております。そして、その就労支援につきましては先ほど3つに分類されるということでは言いましたけれども、その内容としましては、まず、就労移行支援とは、一般企業で働くことを希望される方に一定期間、これが一定期間としてますけれども原則として2年間ということになっておりますが、その間必要となる知識や能力を向上させるための訓練、就職活動支援及び就職後の職場定着支援を行います。

次に、就労継続支援A型とB型につきましては、どちらも企業で働くことが困難な方に対しまして、働く場所の提供と必要な知識、能力向上のための訓練を行うという所は同じでありますけれども、異なるところが、A型については個々に雇用契約を結ぶということです。そしてB型につきましては雇用契約は結ばないというところが異なっております。A型につきましては雇用契約を結んで作業も通常の一般的な業務とそう内容が変わらないということがありますので、利用者としましては障害の度合いが比較的軽い方が利用されているということになります。B型につきましては作業の内容が簡単なものということになっておりますので、障害度の重い方が利用をされてるという状況でございます。

次に、長与町内におけます就労支援施設の状況でございますが、平成28年度末の時点の数字を記載をさせていただいております。就労移行支援施設は町内には今のところございません。就労継続支援A型につきましては1施設、B型につきましては2施設ということになっております。なお、本年度の6月1日、つい先日ですけれども、B型の施設が1施設増えております。現在はB型につきましては3施設ということになっております。次に、町内の方が就労支援サービスを利用されていると、その人数の3年間の推移を掲載しております。町内の施設につきましてはA型B型とも少しずつではありますけれども増えている状況でございます。また、町外施設を利用されてる方につきましては、就労移行支援は28年度は減少しておりますけれども、A型B型につきましては、こちらも増加をしている状況でございます。なお、この3年間の中で一般就労、いわゆる一般企業に就職をされた方については、27年度に1名いらっしゃったということになっております。以上で障害者の就労支援につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（西岡克之委員）

御苦勞様でした。今の説明で質疑のある方。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今の就労継続支援B型が6月1日に1件増えたということなので、その施設名を教えてくださいたいのと、このB型で雇用契約を結ばずに行うということなので、どんな形でその就労した分を障害者の方にお支払いというか、そういうのがどんななってるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

お答えします。パンフレットを用意してきましたんですけども、6月1日に長与駅前にくじらぐもというB型施設が開所をしております。学習塾のあるビルの1階になります。定員が20名で知的障害の方を対象とした就労継続支援B型施設になります。先ほどの工賃の関係なんですけども、長与町で調査をして対象となる方について支給決定を行い

ます。工賃が発生をしてるんですけども、利用については、非課税の方は全額公費負担、課税者の方は本人は1割負担で9割を町が公費負担しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

となると仕組みがちょっと理解できてないところがあって、このB型に障害者の方が行かれると、負担もあって工賃もあってということですよ。そこで私がお聞きしたいのは、障害者の方にいくらかでも入るのかなというのがちょっと心配してるところでありまして、そういうのはどんなふうな仕組みになってますか。

○委員長（西岡克之委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

障害者の方については通所をした際に活動をしますので、そこから工賃が事業者から払われる形になります。自己負担については事業者に本人が払っている状況でございます。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

事業者が払われていると思うんですけども、工賃として。その調査というものを長与町として何か行われますか。

○委員長（西岡克之委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

お答えします。施設の許認可が県の担当になってまして、県の方から随時、監査に入っているということでございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

許認可は県なんですけれども、長与町にある施設なので、町としてはいろんな形で係わりがあるかと思うんですけども、その辺りはどうですか。もう県の施設なので町は何も係わらないよというような感じなのか、長与町にいらっしゃる障害者の方が通われるわけですから、その辺りを。何が言いたいかという、悪徳の業者がいては困ると私は思ってるんです。だからこそ、県はもちろん調査をするんですけども、やっぱり長与町の方なので、その辺りをどんなされてるのかなというのをお聞きしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口総一郎君）

先ほど申し上げましたとおり、県の方は調査を実施しておりますけれども、私どもは直接調査することはありませんけれども、利用者は年1回とか面談させていただきますので、その機会に実際施設の方伺いますので、その時様子を伺ったりとかしながらいろんな御意見とかも賜っておりますので、もし何か不正とかがございましたら、そういった御意見も上がってくると思っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

安部委員。

○委員（安部都委員）

障害者の自立支援に関しては、この就労施設という所が長与町は非常に少ないので、時津町から比べたら雲泥の差ですよ。それで、やはり障害者の方たちが長与町に2,000名以上もいらっしゃるのに、非常に就労人数も少ないというところで、障害の方たち、子どもたちもそうなんです、大人の方たちも選ぶ場所が全く長与町にない、働く場所がない。そして身体の状態状況に応じて、本人の特性に合わせて選択する場所がないというのが、非常に今私問題だというふうに思ってるんです。それで町外に、長崎市とか時津とかそれぞれ行って就労されてる方もいらっしゃるんですが、やはりこの就労移行支援も全くない状況で賃金も非常に安い、大体8,000円とか9,000円と、そういうふうなところで自分で生活するためにはどうしても親の力を頼らなければならないという、やっぱり過酷な状況なのかなというふうに思いますので、その辺り、町としてもやはりもっと積極的に支援をしていただく、そしてまた例えば、よそでは今、日本でもこの障害者を対象にした大学もできてるんですけども、あと役場内に就労のできるような体制を整えている県も市もあります。そういったところで、やはりもう少し推進的に積極的にちょっと力を入れていただけないのかなと。その辺りは今後どのようにお考えでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

委員がおっしゃったように就労施設に限らず、宿泊施設、グループホームとか施設入所の施設も長与町ないんですよ。何か所かそういう声をいただくんですけども、逆に長与町のアクセス、例えば諫早とか大村にバイパスですぐ行けたりとか、土地が高いっていろいろなネックがあって、立ち消えていくような形になってるんです。長崎市とか時津町の施設に就労に行く場合は、うちの方で、公共交通機関で行かれる方につきましては、交通費の助成ということで手帳を見せたら2分の1になるんです。その2分の1、こちらの方で助成をしているような状況です。大学との連携とかについては、今、

検討はしてないんですけども、今後、少しずつ考えていきたいと思います。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑はある方、いらっしゃいませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今、ちょっと同僚委員から、この対象になる方がだいたい障害者の方も全員が対象というふうに見てるんですか、この就労の対象という形で見られているのか、やっぱりこの障害の程度によって、就労できる状況もあればできない状況もあると思うんで、その対象となる方はどれくらいというふうに見られてるのか分かりますか、町内で。ちょっとこの資料でお聞きしたいんですけども、このサービス利用者数、この町内施設、町外施設、これはあくまでも長与町の障害者の方が就労してる状況だという形なんですかね。例えば、就労継続支援A型には町外の方も就労してる可能性もあるわけですよ。その数字は出てないわけですよ、あくまでも長与町の障害者の方が就労してる数字ということ、対象の方だけちょっと教えていただければと思いますけど、分かりますかね。

○委員長（西岡克之委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

対象の方のちょっと人数把握はしてないんですが、基本的に障害者の手帳をお持ちの方は全員対象ということになります。そして、先ほどの町内の数の方を掲載させていただいてるんですけども、それぞれの施設には定員というのがありまして、A型の長崎基準寝具につきましては定員が20名になってます。ですので、下の町内施設A型になると、28年度でいうと7名なので、残りの13名の方は町外の方が利用されてるという形になります。そしてB型のほほえみの家につきましては定員が31名、そしてアトリエらぼにつきましては定員が20名ということになっております。それぞれの町内者の数はちょっと把握が今してないんですけども、合計51名に対して、B型については28年度27名町内の方が利用されているという形になります。

○委員長（西岡克之委員）

よろしいですね。

他に質疑ありませんか。ありませんね。

これで質疑を終わります。

以上で、福祉課関係の障害者自立支援就労についての所管事務調査を終わります。御苦労様でした。

中山部長、先ほどの回答をお願いいたします。

○健康保険部長（中山庄治君）

大変失礼しました。先ほどの河野委員の質問で、まだお答えしてない部分がございます。健康相談の、丸田荘、上長与公民館の回数と人数ですが、丸田荘と上長与は介護

保険課が所管をしております確認をまいりました。丸田荘が年12回の延べ125名、それと上長与地区公民館これも12回延べの66名で、合計の191名が相談をされております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

御苦労様でした。

以上をもちまして、所管事務調査を終了いたします。

本所管事務調査は、閉会中の継続審議とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

閉会中の継続審査ということに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

（閉会 11時50分）

委員長